

J PMAクラスⅢ技量認定新設と【特例措置】について

対象期間:2020年10月26日～2021年3月31日まで

日本パラモーター協会は、前身であるFLMが発足して以来の技量認定制度に基づき技量認定証を発行してまいりました。発足して20数年の間にパラグライダーのフライト性能は格段に上がり、クラスⅡをもつフライヤーのフライト技量にもフライトによってずいぶん差が出る結果となっています。JPMAでは多くのフライトタイムをもち、安全性と高い取り扱い技量を持つフライヤーにむけて、クラスⅢを新設します。フライト技量に大きな差のあったクラスⅡの上級技能証となります。日本選手権やそれを通じ世界挑戦するフライヤーに対応した技能証となります。

ただ、導入のこの期間はすでに多くのフライトタイムの実績があるフライヤーに技量認定証取得の負担が軽減されるように『特例措置』を設けました。

2020年10月26日～2021年3月31日までにクラスⅡをもつフライヤーでフライト時間がクラスⅡ取得後、300時間を有するフライヤーはフライトログブックの提出、およびJPMA指導員の認定を受けることでクラスⅢ技量認定申請をすることができます。(『特例処置』として、クラスⅢ技量認定学科検定・実技検定はこの期間については不要とします。)

【特例措置の考えかた】

2020年10月26日～2021年3月31日までにログブックの提出(クラスⅡ取得後、フライト時間300時間を証明することのできる書類)及びJPMA指導員の認定

【特例措置期間】

登録期間:2020年10月26日から2021年3月31日まで

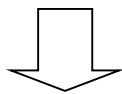
【申請に必要な書類等】

1. クラスⅢ技量認定申請書
2. フライトログ(クラスⅡ取得後、300時間)
3. JPMA指導員の推薦(2名)
4. 申請料 ¥20,000-

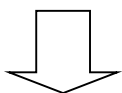
上記4点を事務局宛に振込み&送付をお願いします。

【申請の流れ】

クラスⅡ技量認定証所有者かつ
JPMA会員登録有効者



・クラスⅢ技量認定申請書
・フライトログ(クラスⅡ取得後、300時間)
・JPMA指導員の推薦(2名)
・申請料 ¥20,000



クラスⅢ技量認定証発行